

手続名
老齢基礎年金関係手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線317、318、319）

手続説明

- ・概要
保険料納付済期間と保険料免除期間がある方に原則として65歳から支給されます。
- ・要件
保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した受給資格期間が原則として10年（120月）以上あることが必要です。

必要書類

- 1、マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
 - 2、年金請求書（日本年金機構から事前に郵送されます。）
 - 3、すべての方に必要な書類
 - ・戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明書、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか。
 - ・受取先金融機関の通帳等（本人名義）
- ★ご本人（請求者）または配偶者の加入状況等によって、必要書類が異なります。詳しくは手続詳細URLにてご確認ください。

手続詳細URL

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/roureinenkin/jukyuu-yoken/20150401-01.html>

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし